

利用には、事前登録が必要です

## こども誰でも通園制度を利用するには

### 1 利用登録申請

本制度の利用を希望する場合、あらかじめ市に利用登録が必要です。「利用認定申請書」を市子育て支援課へご提出ください。

\*受付期間等は後日市ホームページでお知らせします  
\*申請書は登録を希望するお子さん1人につき1枚必要です



### 2 市から保護者へ、システムのログインIDを発行

本制度の利用には、国が整備した「こども誰でも通園制度総合支援システム」をご利用いただきます。市がログインIDを発行し、申請書に記載いただいたメールアドレスへお知らせします。



### 3 利用者情報入力

発行されたログインIDを用いてシステムにログインし、利用者情報を入力します。システムのご使用にはインターネット環境及びメールアドレスが必要です。



### 4 事前面談

初めて利用する事業所は事前面談が必要です。システムを使用して事前面談を予約し、事業所の案内により面談を受けます。



### 5 利用予約

事業所との面談後、利用日時の予約が可能になります。その後、予約した日時に事業所を利用します。利用後は、利用した事業所へ利用料を支払います。

利用をキャンセルする場合は、システムで利用予約を取り消すことが可能ですが、直前のキャンセルの場合は、利用料が必要となる場合もございますので、ご注意ください。



令和8年4月から

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が始まります!

# こども誰でも 通園制度



宇土市では、全ての子どもの育ちを応援し、  
子どもの良質な成育環境を整備するために、  
保護者の就労要件等を問わず保育施設等を利用できる  
「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を実施します。

問子育て支援課 保育支援係  
(27)3323

#### ▶利用対象児童

宇土市内に住民登録がある  
0歳6か月から3歳未満<sup>\*1</sup>で  
保育所<sup>\*2</sup>等に通っていない子ども

<sup>\*1</sup>3歳になる前々日まで利用可能  
<sup>\*2</sup>保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所

#### ▶利用時間

こども1人につき月10時間まで

#### ▶利用料金

こども1人1時間当たり300円

※利用料とは別に、保護者の同意のうえ、おやつ代等の実費が必要となる場合があります

※世帯の状況によって、利用料の減免があります

#### ▶利用料の減免対象世帯

こども1人1時間当たりの減免額	300円
生活保護世帯	300円
非課税世帯	240円
市町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯	210円

※事前に申請が必要です

#### ▶実施事業所等

詳細は広報うと3月号に掲載します。